

令和5年11月10日

宍粟市長 福元晶三様

宍粟市特別職報酬等審議会

会長 米田正富

市長等の報酬等及び期末手当支給割合について（答申）

令和5年10月5日付宍総総第336号にて、当審議会に対し諮問された市長等の報酬等及び期末手当支給割合について、審議の結果、以下のとおり答申する。

記

市長、副市長及び教育長並びに議会議員（以下「市長等」という。）の報酬等の額については現行どおり据え置き、期末手当支給割合については0.10月引き上げることが適当である。

| 職の別 | 現 行 | | 答 申 | |
|-----|----------|----------|---------------|---------------------|
| | 報酬等の額 | 期末手当支給割合 | 報酬等の額 | 期末手当支給割合 |
| 市 長 | 880,000円 | 4.10月 | 現行どおり 据え置き | 4.20月 (0.10月引上げ) |
| 副市長 | 712,000円 | | | |
| 教育長 | 638,000円 | | | |
| 議 長 | 448,000円 | 4.10月 | 現行どおり 据え置き | 4.20月 (0.10月引上げ) |
| 副議長 | 370,000円 | | | |
| 議 員 | 346,000円 | | | |

審議経過・審議内容等

1. はじめに

令和5年10月5日に市長から当審議会に対し、宍粟市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、市長等の報酬等及び期末手当支給割合について、諮問書が提出された。

諮問の内容は、直近の審議会以降の行政を取り巻く環境の変化を考慮する中で、現行の市長等の報酬等の額が適正か否か、また、令和5年人事院勧告において、一般職の期末手当支給割合がプラス改定となる勧告がなされたことを受け、市長等の期末手当支給割合を改定することの是非について、当審議会へ意見を求められたものである。

2. 審議経過

当審議会においては、次に掲げる観点を中心に、各委員がそれぞれ市民各層の代表として、公平・公正な姿勢を念頭に置きながら慎重に審議を行った。

- ・ 近隣団体及び県内の類似する団体との比較
- ・ 人事院勧告による一般職の職員の給与改定の状況
- ・ 市長等の職務、職責、活動等の状況
- ・ 市の財政指標等の状況
- ・ 地域の状況、市民感情等

【審議会の開催状況】

| 回数 | 開催日 | 内容 |
|-----|---------------|------------------------------|
| 第1回 | 令和5年10月5日（木） | 委嘱状交付、諮問、資料説明、質疑応答 |
| 第2回 | 令和5年10月23日（月） | 追加資料説明、質疑応答、方向性の審議、答申案の審議・検討 |
| 第3回 | 令和5年11月2日（木） | 答申案の審議・検討 |

【検討に用いた資料】

- ・ 議会の役割、市長の役割
- ・ 令和5年人事院勧告の概要、給与勧告の仕組み等
- ・ 市長・副市長・教育長の給料・期末手当の類似団体・近隣市等の状況
- ・ 議員報酬月額・期末手当等の類似団体・近隣市等の状況
- ・ 議員定数の類似団体・近隣市等の状況
- ・ 特別職等の報酬等及び期末手当支給率の推移
- ・ 宍粟市及び県内類似団体等の財政指標の推移
- ・ 令和4年度議案一覧
- ・ 令和4年度政策会議協議案件一覧
- ・ 令和5年度宍粟市の人事行政の運営等の状況（抜粋）
- ・ 令和4年度宍粟市議会開催等の状況
- ・ 令和4年度宍粟市議会報告会地区別参加人数
- ・ 令和4年度政務活動費収支報告一覧
- ・ 令和4年度議会における会議出席

3. 審議内容

市長等の報酬等の額は、平成22年度以降据え置きとなっており、また、期末手当支給割合は、令和2年度及び令和3年度は引き下げとなっているものの、令和4年度には4.00月から4.10月へ引き上げられている。

本市の財政状況等についてみると、改善している財政指標がある中で、国からの地方交付税の減等に伴い、悪化している財政指標があることは気掛かりではあるが、国家公務員と宍粟市職員の給料の比較した数値であるラスパイレス指数（国家公務員の給料を100とした場合の地方公共団体職員の給料の数値）は97.4で、国家公務員を下回り、一般職の給料は概ね適正な状況が続いている。

近隣市や類似団体等との比較においては、報酬等の額は概ね中位から

下位に属し、これらの団体と報酬等の水準がかけ離れた状態にあるわけではない。

また、現在の社会経済の情勢を踏まえた令和5年の人事院勧告は、原材料や燃料価格の上昇、円安の影響等による物価高騰が続く中、企業業績の改善を背景とした賃上げが行われ、国家公務員より民間給与が上回る結果となり、月例給及び期末・勤勉手当を引き上げる勧告となっている。

これらの状況を踏まえ、総合的に審議を行った結果、市長等の報酬等の月額については据え置きとし、期末手当支給割合については、人事院勧告と同様に0.10月引き上げ、4.20月とすることが妥当であるとの結論に達した。

4. 付記事項

審議会における議論の中で、次のとおり、意見・要望等があったことを付言する。

- ・報酬等の額について、年間報酬ベースにする方が市民は分かりやすい。
- ・報酬等月額にスポットをあてるのではなく、人件費全体で考えていく中で、報酬等月額を改定する必要があるのかどうかを考えるべきである。仮に報酬等月額が増額になるとしても、議会議員全体の人件費が抑制できているのであれば問題ないのではないか。
- ・議員定数については、市民意見や議会運営できている状況を踏まえると、定数減を検討していく必要があるのではないか。
- ・政務活動費の活用が少ない中で、会派での活動や議員活動が充分にできているのか。政務活動費を活用し、会派での活動や議員活動を積極的に行うべきではないか。

【宍粟市特別職報酬等審議会 委員名簿】

| 氏名 | 団体等 | 備考 |
|--------|-----------------|-------|
| 米田 正富 | 宍粟市連合自治会 副会長 | 会長 |
| 中津 恵美子 | 宍粟市商工会 理事（女性部長） | 職務代理者 |
| 尾崎 里実 | 宍粟市消費者協会 会計 | |
| 飯塚 裕二 | 西兵庫信用金庫 常務理事 | |
| 恵美 好文 | 公募委員 | |